

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

< 対策 >

平成 27 年 4 月～ 新規入職者に対して、規定の配布、全職員に対して周知の徹底  
平成 27 年 5 月までに相談窓口の周知を行い、相談できる体制の整備

目標 2：男性の子育て目的の休暇の取得促進の実施のため、制度の周知を図る。

< 対策 >

平成 27 年 4 月～ 全職員へメールで周知し、取得の推進を図る。

目標 3：平成 27 年 4 月以降に、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度は導入済み、周知を図り、取得の推進を図る。

< 対策 >

平成 27 年 4 月～ 全職員へメールで周知し、取得の推進を図る。

目標 4：平成 29 年 4 月までに、子育てに関するサービス利用の費用の援助措置の実施

< 対策 >

平成 27 年 7 月～ 試験的に導入

目標 5：平成 27 年 4 月までに、子育てに関する必要な貸付制度は制定済み。周知の徹底を図る

< 対策 >

平成 27 年 4 月～ 全職員へメールで周知し、利用の促進を図る